

セイコーエプソングループ
生産材グリーン購入基準書

第 3.4 版

制 定 2003年 1月 15日
改 訂 2009年 8月 20日
施 行 2009年 9月 20日

セイコーエプソン株式会社

【はじめに】

【品質理念】

【製品含有化学物質保証の考え方】

【基準内容】

1. 目的

2. 対象範囲

3. お取引先との同意内容

4. 製品含有化学物質に関する部品承認の考え方

5. 製品含有化学物質保証のお願い事項

6. 付 則

別紙1:化学物質の取扱規格

別紙2:製品含有化学物質保証システムチェックシート

別紙3:セイコーエプソングループ一覧

【はじめに】

セイコーエプソングループ(以下、SEGという)では、環境活動方針に掲げる「環境に調和した商品の創出・提供」に向けて、環境負荷の少ないものを優先的に調達することを目的に、「有害物質の排除」や「省資源」を重視して推進してきました。具体的には「SEG グリーンベンダー認定条件」を満足したお取引先から「SEGグリーン生産材認定条件」を満足した生産材を調達してきました。その結果、製品に含有される化学物質の調査に関する管理体制を構築することができました。

今後、SEG では商品の企画・設計から出荷、販売までの製品含有化学物質に関する管理を前提とした、製品含有化学物質保証をより強化するため、1次お取引先から原材料メーカーまで遡ったサプライチェーン全体での取り組みを推進してまいります。

活動の趣旨・内容をご理解の上、ご協力頂きますようお願いいたします。

【品質理念】

SEG では、製品含有化学物質保証を品質保証の一部として考えています。製品含有化学物質保証活動につきましても、品質理念をもとに活動を展開しています。

常にお客様の視点で商品／サービスの品質を最優先に考え、
世界中の社員一人ひとりが
仕事に取り組む心の質から会社の質に至るまで
品質第一に徹し、
お客様に喜ばれ信頼される商品／サービスを創りつづけたい。

【製品含有化学物質保証の考え方】

SEG では、製品含有化学物質保証を行うために以下の項目を実施してまいります。保証の考え方を実現するにあたり、お取引先へのお願い事項は本基準内容をご参照ください。

SEG では製品含有化学物質保証体制について以下の内容を実施してまいります。

1. 原料まで遡った保証体制の確認
2. 受入検証の実施

具体的手順につきましては、以下のように実施します。

1. お取引先で保証されたものを受入れる

- ・製品含有禁止化学物質(※1)の使用・混入による含有を認めない(※2)。
- ・閾値は問題が発生した時の遵法判断、顧客からの要求基準値判断で使用する(※3)。

2. 部品承認・初期流動管理・工程管理などによる SEG 内工程保証により製品個々の遵法を保証する

- ・部品承認制度を新設する。(部品承認:第4項参照)
- ・受入品について受入検証による重点管理を実施する。
- ・1次お取引先から原材料メーカーまで遡り、保証体制の確認を工場単位で実施する。
- ・お取引先における保証体制確認での指摘事項を確実に改善して頂く。
- ・自社工程内における混入・汚染防止等の作業管理を実施する。
- ・SEG がメーカーまたは型番を指定するカタログ部品や原材料については必要に応じ、SEG にて管理する。

3. 確実な製品含有化学物質保証ができるお取引先より調達する

4. 保証システム確認結果、受入検証結果を SEG 内で水平展開する

※1 SEG が製品への含有を禁止する物質。(無条件禁止化学物質、条件付化学物質、全廃化学物質)

※2 以下に該当し、法律・規制、顧客要求を満たす管理が確実に実施できる場合は SEG が確認の上、認める。

- ・法律・規制等の免除項目として認められている場合。
- ・天然素材中に含有され、工業材料としての精製過程で技術的に除去しきれない場合。
- ・合成過程で生じ、技術的に除去しきれない場合。
- ・SEG から個別に指示する場合。

※3 SEG で含有を発見した場合、原因を調査し、改善をお願いします。

【基準内容】

1. 目的

本基準書では、「製品含有化学物質保証」に関する基本的な考え方と具体的な基準及び運用について定め、SEG および SEG の顧客での問題発生を事前に防止することを目的としています。

※セイコーエプソングループの適用範囲は、別紙3「セイコーエプソングループ一覧」をご参照ください。

2. 対象範囲

本基準書では、SEG の商品を構成するすべての完成品、半完成品、ユニット品、部品、原材料、付属品、オプション品、梱包材(※)などを対象とします。以下、これらを総称して「生産材」といいます。

※以下に対象となる例を示します。

梱包材例： 個装箱、外装箱、持ち運びのケース、緩衝材、内部外部の仕切り、留め具、接着剤、塗料、ステープル、ダンプロンテープ、インク、輸送用パレット(SEG が仕様を決めているもの)

3. お取引先との同意内容

SEG に対して、「製品に含まれる化学物質に対する取り組みについて」(以下、同意書という)にて同意していただくものとします。主な内容は、以下の通りです。

- ① お取引先における製品含有化学物質保証体制の構築・維持
- ② 製品含有化学物質に関する情報提供
- ③ お取引先の保証体制の管理状況確認に対する協力
- ④ 不適合発生時の速やかな対応と予防処置

内容に修正の必要が生じたときは協議の上、個別に改訂し運用します。

4. 製品含有化学物質に関する部品承認の考え方

要件は、(1)同意書のご提出と(2)調査情報のご提出となります。以下に詳細を説明します。

(1)同意書の提出

確実な製品含有化学物質保証をするためには、お取引先毎の体制構築・維持が必要となります。お取引先にて本基準書に基づく製品含有化学物質保証体制を推進することをご同意していただき、同意書をご提出ください。ご提出単位はお取引先毎となります。

(2)調査情報の提出

サプライチェーン全体で製品含有化学物質保証を実施するためには、製品含有化学物質に関する情報を正しく伝達する必要があります。SEG へ納入する生産材については以下の情報をご提出してください。

製品含有管理化学物質の含有・全廃情報

「製品含有管理化学物質調査ガイドライン」で指示する調査対象物質および調査方法に従い、調査情報がSEG納入生産材毎に提出されていること。

<製品含有管理化学物質調査ガイドライン>

URL: http://www.epson.jp/csr/procurement/green_survey.htm

※SEGがメーカーや型番を指定する部品や材料については、必要に応じてSEGが調査する場合があります。

※弊社(SEG)の顧客要求への対応などにより、個別要求による情報提供をお願いする場合があります。

【例】①EU-RoHS指令対象6物質群の分析試験報告書

②管理物質以外の含有調査または非含有証明書等

<お取引先様にお願ひする調査/提出物(事業体別)>

URL: http://www.epson.jp/csr/procurement/green_div.htm

本基準書に関して、お取引先からご提出頂く書類は、表1をご参照ください。

表1. ご提出書類

提出単位	ご提出書類
お取引先毎	・同意書「製品に含まれる化学物質に対する取り組みについて」 URL: http://www.epson.jp/csr/procurement/green_agreement.htm
生産材毎	・製品含有管理化学物質の「含有情報」/「全廃情報」 URL: http://www.epson.jp/csr/procurement/green_survey.htm
	・カリフォルニア州複合木材製品ホルムアルデヒド規制への適合証明書類(適合宣言書、測定レポート) ※対象となる生産材を納入する場合に限る。なお、詳細は、下記を参照。 URL: http://www.epson.jp/csr/procurement/green_cf.htm ■カリフォルニア州複合木材製品ホルムアルデヒド規制対応について

5. 製品含有化学物質保証のお願い事項

以下に SEG での製品含有化学物質保証のお願い事項を示します。この事項に基づき、お取引先にて体制を構築・維持して頂きますようお願いいたします。また、この事項について SEG ではお取引先に対して実施状況の確認をさせていただきます。

5.1 方針及び計画策定

5.1.1 方針作成

製品含有化学物質管理に関する「取り組み」が盛り込まれた方針が策定され、維持されていること。

5.1.2 要求事項の特定

①法律・規制及び顧客の要求事項の明確化

製品に関する法律・規制と顧客の要求事項の文書が管理され、常に最新情報を維持、管理されること。かつ、製品含有化学物質管理に関する情報を社内の必要な部門に対し適切に伝達できていること。

(ポイント)

法律・規制、SEG で指示する化学物質群の管理については自社内で徹底してください。また、法律・規制、SEG で指示する化学物質群については必要な部門が、必要な時に閲覧できる状態にしてください。

②管理範囲の明確化

製品含有化学物質管理の対象となる「工程」「物質」を明確にしていること。

5.1.3 目標及び計画の作成

管理範囲が明確にされ、それに見合った自社における達成目標及び計画が明確に策定されていること。

(ポイント)

全廃化学物質群のレベル2については、全廃目標に対して計画書を作成し、進捗管理を実施してください。結果として、法律・規制、SEG 要求事項を満たしてください。

5.1.4 組織体制・役割権限の明確化

製品含有化学物質管理を推進する体制(責任者および組織)が決められていること。

(ポイント)

出荷保証体制を決め、責任部門・責任者を明確にしてください。(新製品立ち上げ時、量産時、4M 変更時、お取引先管理など)

全廃活動については代替品選定部門と評価部門を決めて、法律・規制、SEG 要求事項の遵守及び品質確保をしてください。

5. 1. 5 文書管理

製品含有化学物質管理に関わる文書(記録を含む)が作成され維持・管理する仕組みがあること。

(ポイント)

項目5. 1. 4での出荷保証体制に基づき、具体的な手順を文書化してください。また、使用する帳票類について管理を実施してください。

5. 1. 6 教育・訓練

教育の必要性を特定して各企業に見合った化学物質およびその管理に関する十分な知識習得に役立つカリキュラムがあり、必要な社員へ計画的に教育・訓練が実施されていること。

(ポイント)

法律・規制、SEG 要求事項に対して正しく理解し、必要な知識・技能を持った人が業務を実施するために、教育体系に従った計画を作成し、実施してください。

5. 2 実施及び運用

5. 2. 1 設計・開発

製品含有禁止化学物質を回避するために製品の設計・開発過程(設計及び検証)でなすべきことを明確にし、実施していること。

(ポイント)

- ・仕様書・図面などへ材料指定、禁止物質の必要遵守事項を明記してください。
- ・法律・規制、SEG 要求事項をお取引先へ伝達してください。
- ・使用する生産材が法律・規制、SEG 要求事項に適合しているか確認してください。

5. 2. 2 含有情報入手・確認

お取引先から得られる製品含有化学物質情報の記入は、漏れがなく適切であることを確認し、また情報内容の確認についても、要求に照らし合わせ適正に行われていること。

(ポイント)

法律・規制、SEG 要求事項に適合している事が確認できる帳票を決めてください。その帳票で調達する生産材が法律・規制、SEG 要求事項に適合しているか確認してください。

5. 2. 3 調達管理

自社製品を構成する部品・原材料のお取引先が、製品含有化学物質の管理を適切に行っているかどうかを確認し、改善をうながす仕組みがあり、実施していること。

(ポイント)

- ・お取引先に対して、本基準書に基づく製品含有化学物質保証体制の構築・維持を要求してください。
- ・本基準書の要求事項に適合したお取引先から調達を行ってください。
- ・本基準書の内容に基づき、実施事項の確認・指導をしてください(別紙2)。また、不具合については改善してください。
- ・二次以降のお取引先に対しても、製品含有化学物質保証体制を要求するよう依頼してください。

5. 2. 4 製造工程

①受入確認

自社で行う「受け入れ確認」の中で製品含有化学物質についての検査方法・基準を明確にし、実施していること。分析測定による現品確認が適正に行われていること。

(ポイント)

- ・受入部品・原材料のデータ確認や簡易分析等により、法律・規制、SEG 要求事項への適合を確認してください。
- ・受入部品・原材料の管理状況が把握できない場合(リサイクル材料の使用など)には必要に応じて法律・規制、SEG 要求事項への適合を現物にて確認してください。

②工程管理

製造工程での混入・汚染を防止し、酸化・蒸発・反応・含有濃度等の変化による影響を受けないことを確実にする工程管理を実施していること。

(ポイント)

- ・法律・規制、顧客要求が異なる製品ではラインを分けて混入・汚染を防止してください。ラインを分けられない場合、混流工程での製品含有禁止化学物質の混入・汚染を防止する手段を明確にし、実施してください。
- ・法律・規制、顧客要求毎に製品の識別を実施してください。
- ・全廃未対応品、対応品は違う場所に保管するなどして区分けしてください。また、全廃未対応品、対応品について履歴管理を実施してください。
- ・SEG 対象生産材の製造工程で使用禁止化学物質(別紙1:2.4)を使用しないでください。

製品含有化学物質の管理でなすべき事項への対応を加工委託先に要求するとともに、加工委託先の管理状況を定期的に確認・指導・監査する仕組みがあり実施していること。

(ポイント)

- ・加工委託先に対して、本基準書に基づく製品含有化学物質保証体制の構築・維持を要求してください。
- ・本基準書の内容に基づき、実施事項の確認・指導をしてください(別紙2)。また、不具合については改善してください。
- ・加工委託先以降に対しても、製品含有化学物質保証体制の構築・維持を要求するよう依頼してください。
- ・SEG 対象生産材の製造工程で使用禁止化学物質(別紙1:2.4)を使用しないよう要求してください。

5. 2. 5 変更管理

製品含有化学物質管理についての変更管理ルールが定められ、適切に運用されていること。

(ポイント)

- ・以下の観点より 4M 変更処理手順を明確にし、実施してください。
 - ◇メーカー変更や原材料変更など、SEG にて指示する製品含有化学物質に影響を及ぼす可能性のある変更については、4M 変更として定義してください。
 - ◇4M 変更の問題がないことを確認してください。
 - ◇SEG にて指示する製品含有化学物質に影響を及ぼす可能性のある変更については、SEG の確

認を必要とします。納入窓口へ事前に連絡をしてください。

◇SEG の確認後、4M 変更を実施してください。

・お取引先に対しても、上記の観点より実施してください。

5. 2. 6 出荷時確認

製品含有化学物質管理に関する全ての工程で、確実な運用がなされ、得られた信頼性の高いデータをもって、出荷を判断していること。

(ポイント)

・法律・規制、SEG 要求事項の対応に漏れがないことを確認する方法を明確にし、実施してください。
また、確認した結果は記録・保管してください。

5. 2. 7 不適合時の対応

不適合発生時には、不適合品の処置(適合製品への混入防止を含む。)が適切になされ、関係者(推進責任者、経営責任者又は事業責任者、関係部門、お取引先、顧客等)への通知や報告が速やかになされる体制が整っていること。また、事故の原因調査や対策、再発防止等が行われていること。

(ポイント)

・不適合発生時(お取引先以降を含む)の SEG への報告責任者、報告手順を決めてください。
・対象の特定ができる方法(ロットトレース)を決め、実施してください。
・是正処置および予防処置手順を明確にし、実施してください。

5. 2. 8 情報提供

顧客及び第三者への情報提供について、特定の製品含有化学物質情報の算定が適正に行われていること。

(ポイント)

・SEG からの問い合わせについて、情報提供ができる処理ルートを決めてください。
・SEG に対し、同意書、調査情報などを提出してください。

5. 3 点検及び是正事項

製品含有化学物質管理についての内部監査があり、この中で製品含有化学物質管理について、運用を確認していること。

(ポイント)

・製品含有化学物質保証に関する手順が遵守されている事を確認してください(別紙2)。また、不具合について改善をしてください。
・お取引先、加工委託先での確認は「5. 2. 3 調達管理」、「5. 2. 4 ②工程管理」に従い実施してください。

5. 4 経営者による見直し

内部監査の結果、問題ある場合は、次期目標など施策に反映されていること。

(ポイント)

・「5. 3 点検及び是正事項」での確認結果から、保証体制の改善を実施してください。

6. 付 則

6.1 改 廃

本基準書は、「SEG 製品含有化学物質管理基準」に基づき改廃します。

6.2 改訂履歴

版	改訂日	改訂内容
1	2003年1月15日	初版
2	2003年8月15日	SEG 追加製品含有管理化学物質群等を追加
3	2005年4月15日	製品含有化学物質に関する保証体制のお願い等を追加
3.1	2006年11月20日	別紙1 化学物質の取扱規格について、条件付禁止化学物質に塩化コバルトの追加、全廃化学物質の免除用途を追加等
3.2	2008年4月1日	別紙1 化学物質の取扱規格について <ul style="list-style-type: none">・ 無条件禁止化学物質(化審法対象物質群)に3物質追加・ 条件付禁止化学物質にパーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)およびその塩を追加 別紙3 セイコーエプソングループ一覧を更新
3.3	2009年1月20日	<ul style="list-style-type: none">・ ご提出資料に「カリフォルニア州複合木材製品ホルムアルデヒド規制への適合証明書書類」を追加 別紙1 化学物質の取扱規格について <ul style="list-style-type: none">・ 条件付禁止化学物質(ホルムアルデヒド)に条件を追加・ 条件付禁止化学物質(カドミウム、水銀、鉛)に条件を追加・ 梱包材の例に輸送用パレット(SEG が仕様を決めているもの)を追加
3.4	2009年8月20日	別紙1 化学物質の取扱規格について <ul style="list-style-type: none">・ 無条件禁止化学物質に「フマル酸ジメチル」を追加・ 「一般用途例」を追加・ 条件付禁止化学物質(ホルムアルデヒド)の免除用途を追加・ 条件付禁止化学物質(カドミウム及びその化合物)の免除用途を追加・ 条件付禁止化学物質(鉛及びその化合物)の条件を変更・ 全廃化学物質3物質(「カドミウム及びその化合物」、「水銀及びその化合物」、「鉛及びその化合物」)の免除用途を追加・ 全廃化学物質4物質(「カドミウム及びその化合物」、「六価クロム及びその化合物」、「水銀及びその化合物」、「鉛及びその化合物」)の分析規格を更新・ 全廃化学物質(レベル2)にフタル酸エステルを追加 別紙3 セイコーエプソングループ一覧を更新

別紙1 化学物質の取扱規格

1. 用語の定義

製品含有禁止化学物質	SEG が製品(付属品、オプション、梱包材なども含む)への含有を禁止する物質。
無条件禁止化学物質	製品含有禁止化学物質のうち、用途、含有条件、含有部位にかかわらず禁止する物質。
条件付禁止化学物質	製品含有禁止化学物質のうち、用途、含有条件、含有部位によって禁止する物質。
全廃化学物質	
・レベル1	期限を経過し即時禁止となった物質。
・レベル2	時期を定めて含有を禁止する物質。
管理化学物質	含有量を管理する物質。
製造工程使用禁止化学物質	SEG 対象生産材の製造工程で使用を禁止する物質。

2. 化学物質群の取扱規格

2.1 項から 2.4 項に化学物質群の取扱規格を示します。取扱規格は適用法令に基づき定めていますが(※1)、原則として製品含有禁止化学物質の使用を禁止します(※2)(※3)。

※1 適用法令につきましてはすべての国をカバーしたものではありません。

※2 以下に該当し、法律・規制、顧客要求を満たす管理が確実に実施できる場合は SEG が確認の上、認める。

- ・ 法律・規制等の免除項目として認められている場合。
- ・ 天然素材中に含有され、工業材料としての精製過程で技術的に除去しきれない場合。
- ・ 合成過程で生じ、技術的に除去しきれない場合。
- ・ SEG から個別に指示する場合。

※3 SEG で含有を発見した場合、原因を調査し、改善をお願いします。

管理化学物質に関する取扱に関しましては、「製品含有管理化学物質調査ガイドライン」をご参照ください。

URL: http://www.epson.jp/csr/procurement/green_survey.htm

2.1 無条件禁止化学物質

無条件禁止化学物質一覧を以下に示します。表中の「分類」に記載する適用法令については、すべての国をカバーしたものではありません。また、「一般用途例」に記載する用途は、代表的な用途であり、すべてではありません。

無条件禁止化学物質

分類	No.	物質名	一般用途例
労安法対象物質群	1	黄リン	マッチ
	2	ベンジジン及びその塩	着色剤原料
	3	4-アミノジフェニル/4-アミノジフェニル及びその塩	ゴム酸化防止剤
	4	4-ニトロジフェニル及びその塩	合成中間体
	5	ビス(クロロメチル)エーテル	染料、顔料、メチル化剤
	6	2-ナフチルアミン/ベータナフチルアミン及びその塩	着色剤原料
	7	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤(希釈剤を含む)の5%をこえるもの。	
化審法対象物質群	8	PCB/PCT 類	絶縁油、熱媒体、潤滑油
	9	ヘキサクロロベンゼン	防カビ剤、殺虫剤
	10	アルドリン	防腐剤、殺虫剤
	11	ディルドリン	防腐剤、殺虫剤
	12	エンドリン	殺虫剤、殺鼠剤
	13	DDT	殺虫剤
	14	クロルデン類	殺虫剤
	15	ビス(トリブチルスズ)＝オキシド ※1	防腐剤、防カビ剤
	16	N,N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン	ゴム老化防止剤
	17	2,4,6-トリ-ターシャリ-ブチルフェノール	酸化防止剤その他の調整添加剤、潤滑油
	18	トキサフェン	殺虫剤、殺ダニ剤
19	マイレックス	難燃剤、殺虫剤・殺蟻剤	
20	2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール(別名ケルセン又はジコホル)	殺ダニ剤	
21	ヘキサクロロブター-1, 3-ジエン	溶媒	
22	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール(別名チヌビン320)	紫外線吸収剤	
DBBT 類	23	DBBT(モノメチルジプロモジフェニルメタン)	絶縁油
	24	DBB(ジ-u-オキソ-ジ-n-ブチルスズヒドロキシボラン)	
	25	ペンタクロロフェノール	殺虫剤、防虫剤、農薬全般
	26	モノメチルテトラクロロジフェニルメタン	絶縁油
	27	モノメチルジクロロジフェニルメタン	絶縁油
ハロゲン系有機化合物	28	特定臭素系難燃剤 PBB's	難燃剤
	29	特定臭素系難燃剤 PBDE's	難燃剤
	30	ポリ塩化ナフタレン(Cl:3 以上)	防腐剤、殺虫剤、潤滑油
その他	31	アスベスト類	断熱材、充填剤
	32	オゾン層破壊物質 ※2	冷媒、発泡剤
	33	フマル酸ジメチル	防腐剤、防カビ剤

※1 ビス(トリブチルスズ)＝オキシドは化審法対象物質群に含まれ無条件禁止化学物質

※2 モントリオール議定書対象物質

2.2 条件付禁止化学物質

条件付禁止化学物質一覧を以下に示します。表中の「物質名」および「禁止となる条件」をご確認ください。

条件付禁止化学物質

No.	物質名	禁止となる条件
1	ニッケル	<ul style="list-style-type: none"> ●皮膚に直接かつ長期間接触する以下のような製品 <ul style="list-style-type: none"> -イヤリング-ネックレス、プレスレットとチェーン、アンクレット、指輪 -腕時計のケース、腕時計のベルト-衣服に使用されるリベットボタン、ベルト、リベット、ジッパー、金属のマークが、これらの製品から放出されるニッケルの割合が$0.5 \mu\text{g}/\text{cm}^2/\text{week}$以上であれば使用禁止。(上記製品の中でノンニッケルコーティングが施されており、その効果において通常使用状態で少なくとも2年間は製品から放出されるニッケルの割合が$0.5 \mu\text{g}/\text{cm}^2/\text{week}$以下でなければ使用禁止。)
2	ホルムアルデヒド	<ul style="list-style-type: none"> ●衣類等の繊維製品に関わる製品(直接/間接) ●下記の複合木材製品について、カリフォルニア規則 § 93120-93120.12,title17 の要求を満たしていないもの <ol style="list-style-type: none"> ① ベニアコア(HWPW-VC) ② 複合コア(HWPW-CC) ③ パーティクルボード(PB) ④ 中質繊維板(MDF) ⑤ 薄い中質繊維板(Thin MDF) ⑥ ①~⑤を含む完成品 但し、下記の場合は除く <ul style="list-style-type: none"> ・梱包材 ・2008/12/31 以前に製造された①から⑤を使用して製造された⑥ (※ 2010/7/1 以降は全面禁止) ・最終消費地がカリフォルニア州以外
3	カドミウム及びその化合物	<ul style="list-style-type: none"> ●製品に用いる安定剤、顔料、塗料/インク、メッキ、蛍光灯は 75ppm 以上の含有を禁止。(※1)(※2)
		<ul style="list-style-type: none"> ●電池については、電池の重量比 20ppm を超えるものを禁止。但し、工業用電池を除く。
		<ul style="list-style-type: none"> ●梱包材については、重金属(鉛・水銀・カドミウム・六価クロム)総量で 100ppm を上回ることを禁止。(※1)
4	六価クロム化合物	<ul style="list-style-type: none"> ●梱包材については、重金属(鉛・水銀・カドミウム・六価クロム)総量で 100ppm を上回ることを禁止。(※1)
5	鉛及びその化合物	<ul style="list-style-type: none"> ●製品に用いるプラスチック、塗料/インク。プラスチック中については、100ppm 以上の含有を禁止。塗料/インクへの 100ppm 以上の含有を禁止。塗料/インクに含まれる炭酸鉛、硫酸鉛は閾値なしで禁止。(※1)(※3)
		<ul style="list-style-type: none"> ●電池については、電池の重量比 1000ppm を超えるアルカリ電池・マンガン電池を禁止。
		<ul style="list-style-type: none"> ●梱包材については、重金属(鉛・水銀・カドミウム・六価クロム)総量で 100ppm を上回ることを禁止。(※1)
		<ul style="list-style-type: none"> ●コード・ケーブル被覆材については 300ppm 以上含有する場合、表示義務あり。(※4) ●宝飾品(時計のバンドを含む)については、200ppm を上回ることを禁止。但し、クリスタルガラス、ガラス、ステンレススチール、鉛添加処理をしていない天然宝飾品を除く。(※9)
6	水銀及びその化合物	<ul style="list-style-type: none"> ●体温計・レベルスイッチ・圧カスイッチ・サーモスタット・リレー・サーキットブレーカー・電気接点に含まれ無いこと。(※5)
		<ul style="list-style-type: none"> ●電池については、電池の重量比 1ppm を超えるアルカリ電池・マンガン電池、重量比 2000ppm を超えるボタン電池、重量比 5ppm を超えるその他の電池を禁止
		<ul style="list-style-type: none"> ●梱包材については、重金属(鉛・水銀・カドミウム・六価クロム)総量で 100ppm を上回ることを禁止。(※1)
7	塩化パラフィン	<ul style="list-style-type: none"> ●塗料・インク、コーティング、及び封止材中の軟化剤やゴムの成分、プラスチック中の難燃剤の成分は以下の様に規制される。:SCCP 類(短鎖塩素化パラフィン:10-13 炭素原子、塩素含有量 48%以上、CAS63449-39-8)の含有重量比は 0.1%以下とする。
8	アゾ化合物	<ul style="list-style-type: none"> ●特定アミン(※10)を形成するアゾ化合物のうち、[人体に持続的に触れることを前提として作られた製品の人体接触部分]について禁止。
9	塩化コバルト	<ul style="list-style-type: none"> ●シリカゲルおよびその他の調剤について、0.01%を超える濃度の含有を禁止(※6)
10	パーフルオロオクタン スルホン酸(PFOS)およびその塩(※7)	<ul style="list-style-type: none"> ●成型品については 0.1%(コーティングは $1 \mu\text{g}/\text{m}^2$)、および物質・調剤については 0.005%を超える濃度の含有を禁止(※8)。ただし、以下の用途は除く。 <ul style="list-style-type: none"> ・フォトリソグラフィプロセス用のフォトレジスト、又は反射防止用コーティング剤 ・フィルム、紙、又は印刷原版用の写真コーティング剤 ・PFOS 放出量が利用可能な最先端の技術で極小にされた条件の下で管理された電気メッキシステムで用いられる非装飾用硬質クロムメッキ用ミスト防止剤及び湿潤剤

- ※1 全廃化学物質に併記。
- ※2 カドミウム許容含有濃度…上限閾値を 100ppm とする。分析機器は ICP-AES 相当とする。
EU の閾値は 100ppm 以下であるが、デンマークの閾値は 75ppm。(着色剤禁止対象:PVC, PUR, ld PE,CA,CAB,エポキシ樹脂 MF,UF 樹脂,UP,PET,PBT,透明/汎用ポリスチレン,AMMA,VPE,耐衝撃性ポリスチレン,PP)
- ※3 デンマーク鉛規制(第 1012 法令)の規定による。
- ※4 米国カリフォルニア州 Proposition65 の規定による。
- ※5 スウェーデンの規制(SFS 1998:944)による。
- ※6 インジケータカードは、通常環境(通常使用時)において、塩化コバルトを吸引するリスクは無いため対象外とする。
- ※7 分子式 C8F17SO2X(X は OH 基、金属塩、ハロゲン化物、アミド、ポリマーを含むその他の誘導体)を持つ物質群。
- ※8 欧州 76/769/EEC の規定による。
- ※9 カリフォルニア州鉛規制(Electronic Waste Recycling Act of 2003(AB2901))の規定による。
- ※10 条件付禁止化学物質中の特定アミンを以下に示します。

特定アミン(1以上のアゾ基の分解により生成するもの)

物質名	Substance	分子式	CAS No.
o-アニシジン	o-anisidine	C ₇ H ₉ NO	90-04-0
2-ナフチルアミン	2-naphthylamine	C ₁₀ H ₉ N	91-59-8
3, 3'-ジクロロベンジジン	3,3'-dichlorobenzidine	C ₁₂ H ₁₀ Cl ₂ N ₂	91-94-1
4-アミノビフェニル	biphenyl-4-ylamine	C ₁₂ H ₁₁ N	92-67-1
ベンジジン	Benzidine	C ₁₂ H ₁₂ N ₂	92-87-5
o-トルイジン	o-toluidine	C ₇ H ₉ N	95-53-4
4-クロロ-o-2-メチルアニリン	4-chloro-o-toluidine	C ₇ H ₈ ClN	95-69-2
2, 4-トルエンジアミン	2,4-toluenediamine	C ₇ H ₁₀ N ₂	95-80-7
o-アミノアゾトルエン	o-aminoazotoluene	C ₁₄ H ₁₅ N ₃	97-56-3
5-ニトロ-o-トルイジン	5-nitro-o-toluidine	C ₇ H ₈ N ₂ O ₂	99-55-8
3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン	3,3'-dichloro-4,4'-diaminodiphenylmethane	C ₁₃ H ₁₂ Cl ₂ N ₂	101-14-4
4, 4'-メチレンジアニリン	4,4'-methylenedianiline	C ₁₃ H ₁₄ N ₂	101-77-9
4, 4'-ジアミノジフェニルエーテル	4,4'-diaminodiphenylether	C ₁₂ H ₁₂ N ₂ O	101-80-4
p-クロロアニリン	p-chloroaniline	C ₆ H ₆ ClN	106-47-8
ジアニジン及びその塩	o-dianisidine	C ₁₄ H ₁₆ N ₂ O ₂	119-90-4
3, 3'-ジメチルベンジジン	3,3'-dimethylbenzidine	C ₁₄ H ₁₆ N ₂	119-93-7
2-メキシ-5-メチルアニリン	2-methoxy-5-methylaniline	C ₈ H ₁₁ NO	120-71-8
2, 4, 5-トリメチルアニリン	2,4,5-trimethylaniline	C ₉ H ₁₃ N	137-17-7
4, 4'-ジアミノジフェニルスルフィド	4,4'-thiodianiline	C ₁₂ H ₁₂ N ₂ S	139-65-1
2, 4-ジアミノアニソール	4-methoxy-m-phenylenediamine	C ₇ H ₁₀ N ₂ O	615-05-4
4, 4'-ジアミノ-3, 3'-ジメチルジフェニルメタン	4,4'-methylenedi-o-toluidine	C ₁₅ H ₁₈ N ₂	838-88-0
4-アミノアゾベンゼン	4-Aminoazobenzene	C ₁₂ H ₁₁ N ₃	60-09-3

2.3 全廃化学物質

全廃化学物質一覧を以下に示します。表中、全廃水準に関する用語の定義は次の通りです。

- ① レベル1： 即時禁止
- ② レベル2： 期限を定めて禁止
- ③ 免除用途： 全廃の対象から免除される用途

併せて、全廃化学物質の分析規格を以下に記載します。分析方法は、対象試料によっては確立していない分析方法もあります。

全廃化学物質(カドミウム及びその化合物)

全廃物質群	全廃水準	対象	閾値	禁止時期	
カドミウム及びその化合物	レベル1	●製品に用いる安定剤、顔料、塗料/インク、メッキ、蛍光灯	75ppm	即時	
		●電池 但し、工業用電池を除く 注)最も要求が厳しい地域または国の法令に準ずる	20ppm	即時	
		●梱包材については、重金属(鉛・水銀・カドミウム・六価クロム)の総量	合計 100ppm	即時	
		●上記以外の生産材	75ppm	即時	
		○免除用途			
		Cd-1	特定の危険物質および調剤の上市及び使用を制限することを規定した指令76/769/EECを修正する指令91/338/EECの下で禁止されている用途を除く、電気接点部のカドミウムとその化合物及びカドミウムメッキ		
		Cd-2	2006年6月30日以前にEU域内に上市された製品のスペアパーツ		
		Cd-3	光学ガラスやフィルターガラスに含まれるカドミウム		
		Cd-4	ホウケイ酸ガラスへのエナメル塗布用印刷インキに含まれるカドミウム		
		Cd-5	音圧レベル 100dB(A)以上の高耐久カスピーカの変換器のボイスコイルに直付けされる導電体の電氣的/機械的なはんだ接合部分のカドミウム合金		
Cd-6	業務用オーディオ機器に使用されるオプトカップラー用のフォトレジスタ中のカドミウム(2009年12月31日まで)				
Cd-7	酸化ベリリウムと接合するアルミニウムに使われる、厚膜ペースト中のカドミウムおよび酸化カドミウム				

分析規格:カドミウム及びその化合物

IEC62321 に基づく分析手法

〈高分子材料／金属／電子機器〉

- ・ICP-OES(誘導結合プラズマ発光分析法)
- ・ICP-MS(誘導結合プラズマ質量分析法)
- ・AAS(原子吸光分析法)

※ 分析は、上記のいずれかで行うこととする。但し、分析会社推奨方法も可とする。

※ ISO 17025 を認証取得している分析機関で測定することが望ましい。

全廃化学物質(六価クロム及びその化合物)

全廃物質群	全廃水準	対象	閾値	禁止時期	
六価クロム及びその化合物	レベル1	●梱包材については、重金属(鉛・水銀・カドミウム・六価クロム)の総量	合計 100ppm	即時	
		●上記以外の生産材	1000ppm	即時	
		○免除用途			
		Cr-1	2006年6月30日以前にEU域内に上市した電気・電子製品のスペアパーツ		
		Cr-2	指令2002/96/ECのカテゴリ3に属する設備(ITおよび通信設備)において、電磁波シールドの腐食防止のための無塗装金属板およびファスナの防食表面処理に含まれる六価クロム。除外は2007年7月1日まで認められる。		

分析規格:六価クロム及びその化合物

※ 測定方法は分析会社推奨方法でよい。但し、スポットテスト法は定量下限が大きく、測定精度が低いため不可とする。

※ ISO 17025 を認証取得している分析機関で測定することが望ましい。

全廃化学物質(水銀及びその化合物)

全廃物質群	全廃水準	対象	閾値	禁止時期	
水銀及びその化合物	レベル 1	●電池 -アルカリ電池・マンガン電池 -ボタン電池 -上記以外の電池 注)最も要求が厳しい地域または国の法令に準ずる	1ppm 20000ppm 5ppm	即時	
		●梱包材については、重金属(鉛・水銀・カドミウム・六価クロム)の総量	合計 100ppm	即時	
		●上記以外の生産材	1000ppm	即時	
		○免除用途			
		Hg-1	ランプ1台につき5mgを超えない、コンパクトタイプ(小型)の蛍光灯内の水銀		
		Hg-2	次の各物質ごとに示された数値を超えない、一般使用を目的としたストレートタイプ(直管形)の蛍光灯内の水銀 a. halophosphate 10mg b. 通常の製品寿命の場合のtriphosphate 5mg c. 長い製品寿命の場合のtriphosphate 8mg		
		Hg-3	特殊用途用のストレートタイプ(直線形)の蛍光灯内の水銀		
		Hg-4	RoHS指令附属書で具体的に挙げられていない他のランプ内の水銀		
		Hg-5	2006年6月30日以前にEU域内に上市した電気・電子製品のスペアパーツ		
		Hg-6	DCプラズマディスプレイの陰極スパッタリング抑制剤として用いられる、1台あたり30mg以下の水銀(2010年7月1日まで)		

分析規格:水銀及びその化合物

IEC62321 に基づく分析手法

〈高分子材料／金属／電子機器〉

- ・CV-AAS(冷蒸気原子吸光分析法)
- ・CV-AFS(冷蒸気原子蛍光分析法)
- ・ICP-OES(誘導結合プラズマ発光分析法)
- ・ICP-MS(誘導結合プラズマ質量分析法)

※ 分析は、上記のいずれかで行うこととする。但し、分析会社推奨方法も可とする。

※ ISO 17025 を認証取得している分析機関で測定することが望ましい。

全廃化学物質(鉛及びその化合物)

全廃物質群	全廃水準	対象	閾値	禁止時期		
鉛及びその化合物	レベル1	●製品に用いるプラスチック、塗料/インク。 但し、塗料/インクに含まれる炭酸鉛、硫酸鉛は閾値なしで禁止	100ppm	即時		
		●電池 アルカリ電池・マンガン電池 注)最も要求が厳しい地域または国の法令に準ずる	1000ppm	即時		
		●宝飾品(時計のバンドを含む) 注)クリスタルガラス、ガラス、ステンレススチール、鉛添加処理をしていない天然宝飾品を除く。	200ppm	即時		
		●梱包材については、重金属(鉛・水銀・カドミウム・六価クロム)の総量	合計 100ppm	即時		
		●上記以外の生産材	1000ppm	即時		
		○免除用途				
		Pb-1	CRT、電子部品(electronic component)及び蛍光管(fluorescent tube)のガラスに含まれる鉛			
		Pb-2	鉛を最大0.35重量%含有する鋼鉄中の合金素材としての鉛			
		Pb-3	鉛を最大0.4重量%含有するアルミ、及び鉛を最大4重量%含有する銅合金			
		Pb-4	高融点はんだに含まれる鉛(例えば、その中に85%を超える鉛を含むはず鉛はんだ)			
		Pb-5	サーバー、ストレージ及びストレージ・アレイ・システム用のはんだに含まれる鉛(免除が認められているのは2010年まで)			
		Pb-6	交換、シグナリング、伝送並びに通信用ネットワーク管理のためのネットワーク・インフラ・機器用のはんだに含まれる鉛			
		Pb-7	電子セラミック・パーツに含まれる鉛(圧電素子)			
		Pb-8	2006年6月30日以前にEU域内に上市した電気・電子製品のスペアパーツ			
		Pb-9	鉛とブロンズなどのベアリングとブッシュ中の鉛			
		Pb-10	光学ガラスやフィルターガラスに含まれる鉛			
		Pb-11	コンプライアント・ピン・コネクタ・システム(compliant pin connector systems)に使用される鉛			
		Pb-12	熱伝導モジュールc-ring用のコーティング材としての鉛			
		Pb-13	鉛含有量が80重量%を超え85重量%未満のマイクロプロセッサのピンとパッケージとの間の接合用の2種類を超える元素で構成されるハンダに含まれる鉛			
		Pb-14	集積回路Flip Chipパッケージ内で半導体のダイとキャリアーを確実に電気接続させるためのハンダに含まれる鉛			
Pb-15	ケイ酸塩(silicate)がコーティングされたバルブを有する直線状白熱電球の鉛					

Pb-16	プロフェッショナル向け複写用途に使用される高輝度放電(HID)ランプ中の放射媒体としてのハロゲン化鉛
Pb-17	BSP(BaSi2O5:Pb)等の蛍光体を含む日焼け用ランプとして、およびSMS((Sr,Ba)2MgSi2O7:Pb)等の蛍光体を含む、ジアゾ印刷複写、リソグラフィ、捕虫器、光化学、硬化処理用の専用ランプとして使用される放電ランプの蛍光体の付活剤としての鉛(重量比 1%以下の鉛)
Pb-18	非常にコンパクトな省エネルギーランプ(ESL)における、主アマルガムとしての特定の組成物 PbBiSn-Hg および PbInSn-Hg、ならびに補助アマルガムとしての PbSn-Hg の鉛
Pb-19	液晶ディスプレイ(LCD)に使用される平面蛍光ランプの前部および後部基板を接合するために使用されるガラスの中の酸化鉛
Pb-20	ホウケイ酸ガラスへのエナメル塗布用印刷インキに含まれる鉛
Pb-21	光ファイバー通信システムに用いられる RIG(希土類鉄ガーネット)ファラデー回転子に含まれる不純物としての鉛
Pb-22	ピッチが 0.65mm 以下で NiFe リードフレームを持つコネクタ以外の微細ピッチコンポーネントの仕上げ処理が施された部位に含まれる鉛、また、ピッチが 0.65mm 以下で銅リードフレームを持つコネクタ以外の微細ピッチコンポーネントの仕上げ処理が施された部位に含まれる鉛
Pb-23	機械加工通し穴付き円盤状および平面アレーセラミック多層コンデンサへのはんだ付け用はんだに含まれる鉛
Pb-24	構造要素に用いられるプラズマ表示盤(PDP)および表面伝導電子エミッタ表示盤(SED)に含まれる酸化鉛。特に、前後ガラス誘電体層、バス電極、ブラックストライプ、アドレス電極、バリアリブ、シールフリット、フリットリング、およびプリントペーストに含まれる酸化鉛
Pb-25	ブラックライトブルー(BLB)ランプのガラス筐体に含まれる酸化鉛
Pb-26	高出力(125dB SPL 以上の音響パワーレベルで数時間作動すると規定されている)スピーカーに使用されるトランスデューサ用はんだとして用いられる鉛合金
Pb-27	理事会指令 69/493/EEC の付属書 I(カテゴリ 1、2、3 および 4)で定義されているクリスタルガラスに含まれる鉛
Pb-28	水銀を含有しない薄型蛍光ランプ(たとえば、液晶ディスプレイや、デザイン用または工業用照明に用いられるもの)に使用されるはんだ材の中の鉛
Pb-29	アルゴン・クリプトンレーザ管のウインドウ組立部品を形成するために用いられるシールフリット中の酸化鉛
Pb-30	電力変圧器用の直径 100 ミクロン以下の細径銅線のはんだ付け用のはんだ中の鉛
Pb-31	サーメット(陶性合金)を主構成要素とするトリマー電位差計構成部品中の鉛
Pb-32	ホウ酸亜鉛ガラス基板上に形成する高電圧ダイオードのメッキ層中の鉛

分析規格:鉛及びその化合物

IEC62321 に基づく分析手法

〈高分子材料／金属／電子機器〉

- ・ICP-OES(誘導結合プラズマ発光分析法)
- ・ICP-MS(誘導結合プラズマ質量分析法)
- ・AAS(原子吸光分析法)

※ 分析は、上記のいずれかで行うこととする。但し、分析会社推奨方法も可とする。

※ ISO 17025 を認証取得している分析機関で測定することが望ましい。

全廃化学物質(フタル酸エステル)

全廃物質群	全廃水準	対象	閾値	禁止時期
フタル酸エステル※	レベル2	●生産材	1,000ppm	2012年 1月1日

※DEHP、DBP、BBP、DINP、DIDP、DNOP、DIBP等

用語解説

ICP-OES	Inductively Coupled Plasma—Optical Emission spectrometry (誘導結合プラズマ発光分析法)
ICP-MS	Inductively Coupled Plasma Mass Spectrometry (誘導結合プラズマ質量分析法)
AAS	Atomic Absorption Spectroscopy (原子吸光分析法)
CV-AAS	Cold Vapour Atomic Absorption Spectrometry (冷蒸気原子吸光分析法)
CV-AFS	Cold Vapour Atomic Fluorescence Spectrometry (冷蒸気原子蛍光分析法)

2.4 製造工程使用禁止化学物質

お取引先での製造工程使用禁止化学物質を以下に示します。表中の「分類」に記載する適用法令については、すべての国をカバーしたものではありません。

製造工程使用禁止化学物質

分類	No.	物質名
労安法 禁止物質 (法令 55 条、施 行令 16 条)	1	黄りん
	2	ベンジジン及びその塩
	3	4-アミノジフェニル及びその塩
	4	アモサイト
	5	クロシドライト
	6	4-ニトロジフェニル及びその塩
	7	ビス(クロロメチル)エーテル
	8	ペーターナフチルアミン及びその塩
	9	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤(希釈剤を含む)の5%を超えるもの
	10	第2号から8号までに挙げる物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物
モントリオール 議定書付属書 A,B,E および C-II	11	1,1,1-トリクロロエタン
	12	四塩化炭素
	13	メチルブロマイド(別名:臭化メチル、ブロモメタン)
	14	CFC-11
	15	CFC-111
	16	CFC-112
	17	CFC-113
	18	CFC-114
	19	CFC-115
	20	CFC-12
	21	CFC-13
	22	CFC-211
	23	CFC-212
	24	CFC-213
	25	CFC-214
	26	CFC-215
	27	CFC-216
	28	CFC-217
29	Halon-1211	
30	Halon-1301	
31	Halon-2402	
32	HBFCs	

※以下の用途への使用については適用除外とする。

- ①研究・開発用途で、比較・校正用薬品として、非定期的少量使用する試薬
- ②既存設備、装置に冷媒として含まれる CFC
- ③既存設備、装置に消火剤として含まれるハロン

別紙2 製品含有化学物質保証システムチェックシート

下記の表は、第5章での「製品含有化学物質に関する品質保証のお願い事項」をまとめたものです。お取引先にて実施状況を確認する際にご使用ください。

製品含有化学物質保証システムチェックシート(1/2)

実施項目	内容	お願い事項	結果
1. 方針及び計画策定			
1.1 製品含有化学物質方針作成	製品含有化学物質管理に関する「取り組み」が盛り込まれた方針が策定され、維持されていること。	・製品含有化学物質保証に関する取り組み(遵法保証)を策定し、全社的に展開している。	
1.2 要求事項の特定 ①法的及び顧客要求事項の明確化	製品に関する法律・規制と顧客の要求事項の文書が管理され、常に最新情報を維持、管理されること。かつ、製品含有化学物質管理に関する情報を社内の必要な部門に対し適切に伝達できていること。	・SEG で指示する化学物質についてお取引先内で徹底している。 ・SEG で指示する化学物質について必要な部門が、必要な時に閲覧できる状態にしている。	
②管理範囲の明確化	製品含有化学物質管理の対象となる「電子・電気業界向け製品」「工程」「物質」を明確にしていること。	・顧客毎などにより管理すべき工程、物質を明確にしている。	
1.3 目標及び計画の作成	管理範囲が明確にされ、それに見合った自社における達成目標及び計画が明確に策定されていること。	・全廃目標に対して計画書を作成している。 ・計画に対して進捗管理を実施している。 ・法律・規制、SEG 要求事項を反映している。	
1.4 組織体制・役割権限の明確化	製品含有化学物質管理を推進する体制(責任者および組織)が決められていること。	・出荷保証体制を決めている。(新製品立上時、量産時、4M 変更時、お取引先管理など) ・責任部門・責任者を決めている。 ・全廃活動について代替品選定部門と評価部門を決めて、法律・規制、SEG 要求遵守及び品質確保をしている。	
1.5 文書管理	製品含有化学物質管理に関わる文書(記録を含む)が作成され維持・管理する仕組みがあること。	・出荷保証体制に基づき、具体的手順を文書化している。 ・使用する帳票類が管理されている。	
1.6 教育・訓練	教育の必要性を特定して各企業に見合った化学物質およびその管理に関する十分な知識習得に役立つカリキュラムがあり、必要な社員へ計画的に教育・訓練が実施されていること。	・教育体系に従った計画を作成し、実施している。 ・法律・規制、SEG 要求事項に対して正しく理解し、必要な知識・技能を持った人が業務を実施している。	
2. 実施及び運用			
2.1 設計・開発	製品含有禁止化学物質を回避するために製品の設計・開発過程(設計及び検証)でなすべきことを明確にし、実施していること。	・仕様書・図面などへ材料指定、禁止物質の必要遵法事項を明記している。 ・法律・規制、SEG 要求事項をお取引先へ伝達している。 ・使用する部品・原材料が法律・規制、SEG 要求事項に適合しているか確認している。	
2.2 含有情報入手・確認	お取引先から得られる製品含有化学物質情報の記入は、漏れがなく適切であることを確認し、また情報内容の確認についても、要求に照らし合わせ適正に行われていること。	・法律・規制や SEG 要求事項に適合している事が確認できる帳票を決めている。 ・その帳票で調達する部品・原材料が法律・規制・SEG 要求事項に適合しているか確認している。	
2.3 調達管理	自社製品を構成する部品・原材料のお取引先が、製品含有化学物質の管理を適切に行っているかどうかを確認し、改善をうながす仕組みがあり、実施していること。	・お取引先に対して、本基準書に基づく製品含有化学物質保証体制を要求している。 ・製品含有化学物質についての要求事項(データ提供など)に適合したお取引先から調達を行っている。 ・本基準書の内容に基づき、実施事項の確認・指導をしている。また、不具合については改善している。 ・二次以降のお取引先に対しても、製品含有化学物質保証体制を要求するよう依頼している。	

表. チェックシート(2/2)

実施項目	内容	お願い事項	結果
2.4 製造工程 ①受入確認	自社で行う「受入確認」の中で製品含有化学物質についての検査方法・基準を明確にし、実施していること。 分析測定による現品確認が適正に行われていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・納入する部品・原材料が法律・規制・顧客要求事項へ適合していることを確認している。(データ確認) ・納入する部品・原材料メーカーでの管理状況が把握できない場合(リサイクル材料の使用など)に必要な応じ、法律・規制・顧客要求事項への適合を現物にて確認している。 	
②工程管理	製造工程での混入・汚染を防止し、酸化・蒸発・反応・含有濃度等の変化による影響を受けないことを確実にする工程管理を実施していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・法律・規制・顧客要求が異なる製品ではラインを分けている。ラインを分けられない場合、混流工程での禁止化学物質の混入・汚染を防止する手段を明確にし、実施している。 ・法律・規制・顧客要求毎に製品の識別をおこなっている。 ・全廃未対応品、対応品は違う場所に保管するなどして区分けしている。特に全廃未対応品、対応品について履歴管理を実施している。 	
	製品含有化学物質の管理でなすべき事項への対応を加工委託先に要求するとともに、加工委託先の管理状況を定期的に確認・指導・監査する仕組みがあり実施していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・本基準書に基づく製品含有化学物質保証体制を要求している。 ・二次以降のお取引先に対しても、製品含有化学物質保証体制を要求するよう依頼している。 ・本基準書の内容に基づき、実施事項の確認・指導をしている。また、不具合については改善している。 	
2.5 変更管理	製品含有化学物質管理についての変更管理ルールが定められ、適切に運用されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・4M 変更処理手順を明確にしている。(4M 変更の定義、お取引先での確認、SEG への連絡) ・SEG の確認を受けた後、変更している。 ・お取引先に対して、4M 変更処理手順を明確にしている。(4M 変更の定義、お取引先での確認、SEG への連絡) 	
2.6 出荷時確認	製品含有化学物質管理に関する全ての工程で、確実な運用がなされ、得られた信頼性の高いデータをもって、出荷を判断していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・法律・規制、SEG 要求対応に漏れがないことを確認する方法を明確にしている。 ・確認した結果は記録・保管している。 	
2.7 不適合時の対応	不適合発生時には、不適合品の処置(適合製品への混入防止を含む。)が適切になされ、関係者(推進責任者、経営責任者又は事業責任者、関係部門、お取引先、顧客等)への通知や報告が速やかになされる体制が整っていること。また、事故の原因調査や対策、再発防止等が行われていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・不適合発生時(お取引先以降を含む)の SEG への報告責任者、報告手順を決めている。 ・対象の特定をできる方法(ロットトレース)を決め、実施している。 ・是正処置および予防処置手順を明確にし、実施している。 	
2.8 情報提供	顧客及び第三者への情報提供について、特定の製品含有化学物質情報の算定が適正に行われていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・SEG からの問い合わせについて、情報提供できる処理ルートが決まっている。 ・SEG に対し、同意書、含有情報、全廃情報の提出を行っている。 	
3. 点検及び 是正事項	製品含有化学物質管理についての内部監査があり、この中で製品含有化学物質管理について、運用を確認していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・製品含有化学物質出荷保証に関する手順が遵守されている事を確認している。また、不具合について改善をしている。 ※お取引先の確認は「5-2-3 調達管理」に従う。 	
4. 経営者による 見直し	内部監査の結果、問題ある場合は、次期目標など施策に反映されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・上記確認結果から、出荷保証体制の改善を実施している。 	

別紙3 セイコーエプソングループ一覧

下記の表は2009/8/1現在のものです。なお、セイコーエプソングループ関係会社につきましては順次活動を展開いたします。

国名	会社名
日本	セイコーエプソン株式会社
	エプソンイメージングデバイス株式会社
	エプソントヨコム株式会社
	エプソンダイレクト株式会社
	東北エプソン株式会社
	エプソンアトミックス株式会社
	株式会社セイコーレンズサービスセンター
	株式会社エプソンロジスティクス
	オリент時計株式会社
	秋田エプソン株式会社
	タマヤ計測システム株式会社
韓国	Epson Korea Co., Ltd.
中国	Tianjin Epson Co., Ltd.
	Suzhou Epson Co., Ltd.
	Fujian Epson Co.,Ltd.
	Epson Engineering (Shenzhen) Ltd.
	E&G Electronic (Shenzhen) Ltd.
	Epson Precision (Hong Kong) Ltd.
	Epson Shanghai Information Equipment Co., Ltd.
	Po Shen Industrial Factory
	Fu Shun Industrial Factory
	Epson Imaging Devices (H.K.) Ltd.
	Epson Toyocom (Wuxi) Co.,Ltd.
	Epson Toyocom Suzhou Co.,Ltd
台湾	Epson Taiwan Technology & Trading Ltd.
フィリピン	Epson Precision (Philippines) Inc.
	Philippines Epson Optical Inc.
	Epson Imaging Devices (Philippines) Inc.
マレーシア	Epson Precision (Johor) Sdn. Bhd.
	Epson Toyocom Malaysia Sdn.Bhd.
タイ	Epson Toyocom (Thailand)Ltd.
シンガポール	Singapore Epson Industrial Pte. Ltd.
インドネシア	P.T.Epson Batam
	P.T.Indonesia Epson Industry
アメリカ	Epson Portland Inc.
	Epson El Paso, Inc.
	Epson Toyocom Seattle, Inc.
メキシコ	Epson de Juarez, S.A. de C.V.
ブラジル	Epson Paulista Limitada
イギリス	Epson Telford Ltd.

本基準書に関するご質問は下記までお問い合わせください。

セイコーエプソン株式会社

地球環境推進部

TEL:0266-52-3162/FAX:0266-58-9584

発行元

セイコーエプソン株式会社

地球環境推進部